

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	養父市 (28222)
地域名 (地域内農業集落名)	稲津 (稲津)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	10 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	10 ha
② 田の面積	10 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	2.1 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	1.4 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

- 現在は、一部遊休農地が在るものの、地区内の認定農業者と地区内の農業者により良好に農地利用している。
- 今後、農業者の高齢化が更に進むため、農業後継者への計画的な農地移譲が課題である。
- 当該地には認定農業者が1名ある。農地の効率化と有効利用を図るには、農用地の集約化が課題である。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- 認定農業者は、現在取り組んでいるコウノトリ米の栽培面積を増やし、団地化を形成する。他の農業者は水稻(慣行栽培)を主に取り組む。
- 農会を中心に農地利用調整を図り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地域の農地全体を農地中間管理機構に貸付ける「いきいき農地バンク方式」を進め、担い手と地区内の農業を担う者に農地の集積を推進する。 集約化は、担い手と地区内の農業を担う者及び地権者の合意を得ながら推進する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	26 %	将来の目標とする集積率	26 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
今後、農地中間管理機構を通じて担い手を中心に集積・集約化を進めていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
担い手を中心に集積・集約化を進め経営規模の拡大を図る。その際には農会及び地権者と調整を図り、農地中間管理機構を通じて進める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
地域の農地全体を農地中間管理機構に貸し付ける「いきいき農地バンク方式」に取組み、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化を推進する。その際、所有者の貸付意向時期に配慮しながら農会、農地利用最適化推進委員と調整を図る。	
(3) 基盤整備事業への取組	
担い手や地区農業者の意向を踏まえ、今後、国、県等の関連農地整備事業を活用した農用地の大区画化・汎用化等を検討する。 小規模な水田の畦畔除去を検討する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
担い手や地区内の農業を担う者へ農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を検討する。 農会を中心に担い手や地区内の農業を担う者が地域と一体となって農地利用を図っていく体制を構築する。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣被害防止対策  
地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②有機・減農薬・減肥料  
地区内の担い手(認定農業者)は、地域の特産物であるコウノトリ育む米(有機栽培)面積を拡大する。他の利用者も環境に配慮した有機肥料、減農薬栽培に段階的に切り替えていく。
- ⑧農業用施設  
多面的機能支払交付金制度を活用し、担い手、農業を担う者、農地所有者等地区全体で農地保全、集落環境維持活動に取組む。

